



- 6 成 果 品 成果品は制作したチラシやポスター等のほか、画像データ一式とする。成果品は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承認を受けずに、公表、貸与又は使用してはならない。なお、納品の際は次の点に留意すること。
- (1) 画質：印刷物、ウェブサイト等に活用する際に遜色のない品質であること。
  - (2) データ形式：JPEG 形式及びPDF形式
- 7 そ の 他 本仕様書に定めのない事項及び仕様内容に疑義が生じた場合は、双方協議の上処理するものとする。